

# 地 域 再 生 計 画

## 1. 地域再生計画の名称

一 関市「自然と共生し地域の良さを感じるまち」再生計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

一 関市

## 3. 地域再生計画の区域

一 関市の区域の一部（一関地域、花泉地域、千厩地域、東山地域、室根地域、川崎地域）

## 4. 地域再生計画の目標

一 関市は、岩手県の南端に位置し、東北地方のほぼ中央、盛岡と仙台の中間点にあり、平成17年9月20日、1市4町2村の合併により、「人と人、地域と地域が結び合うみんなで創るみちのく理想郷」を将来像に始動した新市である。

周辺は、西に栗駒国立公園の秀峰栗駒山、東に県立自然公園の室根山を仰ぎ、中央部に広がる田園・丘陵地帯を東北一の大河北上川がゆったりと流れ、水と緑の豊かな自然に恵まれた美しいゆとりのある環境の中で人々の暮らしが営まれている。

人口は、125,818人（平成17年国勢調査：速報値）、総面積は1,133.10km<sup>2</sup>、東西は約63km、南北は約46kmの広がりがあり、その地域の大半は山林で占められているが、県内においては比較的農地の割合が高い地域である。

また、岩手県の南玄関に位置し陸中海岸国立公園への玄関口にもあたることから、広域的なネットワークにより、人的・物的交流、誘致企業の進展など、産業、経済、観光、文化における岩手県南、宮城県北の広域的な拠点として、着実に発展を遂げている。

しかし一方で、地域の発展と生活様式の高度化によって、工場や家庭からの排水が水路、河川に流れ込み、北上川をはじめとする公共用水域や住宅地周辺の環境、水質は年々悪化の一途をたどっている。このような現状に対して、快適で衛生的な環境づくりに向けた適正な汚水処理の必要性や汚水処理施設の早期整備について、地域住民の要望も年々高まりをみせ、住民と行政が連携して河川清掃などの活動も行われている。

一関市の汚水処理事業は、昭和56年度から公共下水道による整備を開始し、現在、公共下水道事業7地区、農業集落排水事業7地区及び浄化槽整備事業で汚水処理を推進している。平成16年度末における整備状況は、公共下水道20.6%、農業集落排水3.4%、浄化槽等18.2%、合計42.2%であり、全国平均79.4%、岩手県平均62.3%と比較して依然として低い水準にとどまっている状況である。

汚水処理施設の整備は、一関市のまちづくりの前提となる都市基盤整備として、快適な居住環境の整備や自然と共生する環境づくりを推進するために必要不可欠であり、また、人口の高齢化が進む傾向にある当市においては、高齢者が安心して自分の力で生活できるまちづくり、中核拠点都市の形成へ大きく資するものと位置づけている。

さらに、下水道、農業集落排水、及び浄化槽による汚水処理施設の整備とあわせて、水洗化の普及に対応すべく、安全で安定的な水道水確保のために上水道や簡易水道を整備、普及拡大し、基礎的インフラである上下水道の自然と調和した快適な生活環境の実現と、住み心地のよい定住の場の形成を図る。

また、栗駒山から室根山にまで東西63kmという広大な地域に点在する自然景勝地、温泉などの観光資源は、四季折々の魅力を全国に発信しているが、汚水処理施設の整備が遅れていることから、遠来の観光客がリピーターとして訪れることを阻害している。このことから、汚水処理施設の整備促進により、観光客の誘致と交流人口の増加による地域の活性化を図り、市民がこの地に住むことに自信を持ち、自然と共生し地域の魅力を全国に発信できるまちへの再生を目指す。

(目標1) 汚水処理施設の整備促進

(汚水処理人口普及率を42%から51%に向上)

(目標2) 生活環境の整備による住み心地のよい定住の場の形成

(水道普及率を78%から98%に向上)

(目標3) 自然景勝地、温泉の活用と観光客の誘致による地域の活性化

(年間観光客を1,440,500人から1,450,000人に増加)

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5 - 1 全体の概要

汚水処理施設は、一関市全体で集合処理方式による公共下水道事業7地区、農業集落排水事業7地区の計14地区、及び集合処理区域以外の地区を浄化槽整備事業で整備を行っている。

公共下水道事業は、磐井川流域関連事業一関公共下水道を除き、単独公共下水道千厩処理区、東山処理区、特定環境保全公共下水道花泉処理区、摺沢処理区、大原処理区、川崎処理区の6地区で本事業を実施する。平成16年度末における一関市全体の整備状況は、全体計画面積合計2,696haのうち供用開始面積合計820ha、普及率は20.6%と依然として全国水準との隔たりは大きいですが、平成22年度における普及率目標を24%として、効率的な整備による下水道経営の健全化を図りながら、事業を促進する計画である。

農業集落排水事業は、7地区全てが整備を完了し、処理人口4,317人、整備率は3.4%となっており、水洗化、接続促進のとりくみを重点に進めている。

浄化槽等整備事業は、市設置事業と個人設置事業の2事業でそれぞれ地区を設定して設置の促進を図っている。平成16年度末における整備率は18.2%であるが、平成22年度における整備率は24%を目標としている。

以上の公共下水道事業、農業集落排水事業、及び浄化槽設置事業の相互の連携により、汚水処理事業を効率的に推進するとともに、自然と共生し地域の良さを感じるまちづくりに向けた、居住環境の整備、自然と共生する環境保全などの取り組みを実施するものである。

## 5 - 2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

### (1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 公共下水道 花泉地域 花泉処理区 平成15年 3月に変更認可(第2回)、  
平成18年12月に変更認可(第3回)済み
- 千厩地域 千厩処理区 平成14年 2月に事業認可
- 東山地域 東山処理区 平成16年11月に変更認可(第3回)済み
- 川崎地域 川崎処理区 平成18年 3月に変更認可(第4回)済み

#### 【事業主体】

- ・ いずれも一関市

#### 【施設の種類】

- ・ 公共下水道、浄化槽(市設置型、個人設置型)

#### 【事業区域】

- ・ 公共下水道 花泉地域・千厩地域・東山地域・川崎地域の一部
- ・ 浄化槽(市設置型) 公共下水道事業計画区域と浄化槽(個人設置型)を除く区域(一関地域・花泉地域・千厩地域・室根地域は平成20年度~)
- ・ 浄化槽(個人設置型) 一関地域・花泉地域(平成20年度まで)・室根地域(平成19年度まで)・千厩地域(平成19年度まで)のうち公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業整備区域及び浄化槽(市設置型)を除く区域

### 【事業期間】

- ・ 公共下水道  
花泉地域 平成18年度～22年度  
千厩地域 平成18年度～20年度  
東山地域 平成18年度～22年度  
川崎地域 平成19年度～21年度
- ・ 浄化槽（市設置型） 平成18年度～22年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成18年度～22年度

### 【整備量】

- ・ 公共下水道  
管渠 150～350 17,573m  
処理場 2箇所
- ・ 浄化槽 1,512基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・ 公共下水道 花泉地域、千厩地域、東山地域、川崎地域 合計3,060人
- ・ 浄化槽 個人設置型 1,750人  
市設置型 4,300人 合計6,050人

### 【事業費】

- ・ 公共下水道 事業費 2,353,000千円  
(うち交付金 1,205,750千円)
- ・ 浄化槽（市設置型） 事業費 1,229,795千円  
(うち交付金 409,931千円)
- ・ 浄化槽（個人設置型） 事業費 190,389千円  
(うち交付金 63,463千円)
- ・ 合計 事業費 3,773,184千円  
(うち交付金 1,679,144千円)

## 5 - 3 その他の事業

### (1) 上水道、簡易水道整備事業

水道の未普及地域を解消し良好な水の安定供給に努め、住み心地のよい定住の場の形成を図る。

### (2) 自然景勝地、温泉の活用と観光客の誘致プロジェクト

一関市の物産と観光展、一関温泉郷PR隊、エージェント訪問キャラバンの首都圏等でのPR活動により、一関市の魅力を全国に発信する。

6. 計画期間

平成18年度～22年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らして状況を評価し公表する。

また、必要に応じて事業の見直しを図るために、一関市汚水処理実施計画と照らし、施設整備の状況について評価、検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し